

《第八章・行為者と業（行為）を考察する。》

第三項 [因である業（行為）と行為者が有ることを否定する] に三項目がある。  
[章の著述を説く]、[了義の教証と合わせる]、[意味を要約して章の名を示す] である。

第一項 [章の著述を説く]

ここに言う。「識<sup>1</sup>等の有為の法（現象）は、本性として有る。（何故ならば）その因である業（行為）とその業の行為者が有る故である。教示者も『無明と関係するこのプトガラ（人）、生者は、福德<sup>2</sup>の実現も、顕現して行う。福德でないもの<sup>3</sup>と不動<sup>4</sup>を実現することも行う。』等によって、業の行為者と、その業と、果である識<sup>5</sup>等も近しく示された。」

これを否定するに当たり三項目がある。[業（行為）と行為者が自性として成立したことを否定する]、[世俗名称として業と行為者を設ける方法]、[その正理を他に適用する] である。

第一項 [業（行為）と行為者が自性として成立したことを否定する] に二項目がある。[一致する方向の行為と行為者が自性として成立したことを否定する]、[不一致の方向の行為と行為者が自性として成立したことを否定する] である。

第一項 [一致する方向の行為と行為者が自性として成立したことを否定する] に二項目がある。[始めの二分類の行為と行為者を否定する]、[第三分類の行為と行為者を否定する] である。

第一項 [始めの二分類の行為と行為者を否定する] に二項目がある。[主張命題を置く]、[理由を示す] である。

<sup>1</sup> 識：知覚の主體的な部分。五蘊（[序論] 脚注 88 参照）の一つを例として挙げている。

<sup>2</sup> 福德：福業。三業の一つ。来世人間や欲界（[序論] 脚注 32 参照）の天に生まれる良い業（行い）。

<sup>3</sup> 福德でないもの：非福業。三業の一つ。来世畜生・餓鬼・地獄に生まれる悪い（他者を害する）行い。

<sup>4</sup> 不動：不動業。三業の一つ。来世上界（色界・無色界 [序論] 脚注 32 参照）に生まれる禅定となる業。意識状態が安定し、生まれ先の上界に確実に生まれるので、結果が動かない「不動業」と言われる。

<sup>5</sup> 果である識：十二縁起（[第1章] 脚注 74 参照）の第二縁起「行」より、それに依拠して結果である第三縁起「識」が生じる。

「行」とは業・行為。「識」とは、業を行ったことにより、潜在的にその影響を受けた意識。潜在的な影響が増幅されて、結果としての輪廻の生を得る。

## 第一項 [主張命題を置く]

これが行うので行為者であり、僅かながらも一つの行為を行うもののみを「行為者」と名付けるが、行わない者ではない。行為をするものも、行為者であるとなった者と、行為者であるとなっていない者と、相對する拠所それぞれに応じて（行為者で）あり（行為者で）ない者と考えられるものであり、三種よりほか無い。

これを行われるので業（行為）であり、正しく行為者の望みとなったものである。それも三つあり、業となったものと、（業では）ないとなったものと、それぞれに応じて（業で）あるないの両方となったものである。

そこで、「行為を具える行為者となった者は、業になった一行為を具えることをしない。」というものが、一つの主張命題である。「行為と離れた行為者ではない者も、業になっていない一行為と離れたことをしない。」というものが、第二の主張命題である。

第二項 [理由を示す] に二項目がある。[第一命題の理由]、[第二命題の理由] である。

第一項 [第一命題の理由] に二項目がある。[誰も為していない業が有るという背理で否定する]、[何も為さないことに行為者が有るという背理で否定する] である。

## 第一項 [誰も為さない業が有るという背理によって否定する]

行為者とは、行為を為す理由によって設けるので、行為を具えることのみによって「行為者」という名称が得られる。そのように、行為を具えるので行為者であるとなった者に、改めて彼がその業を為すことになる、他の行為は無い。他の行為が無いので行為者が業を為さない時、行為者に相互関係が無い業であるともなるが、行為者の無い業はあり得ず、石女の子が壺を作る如くである。そのように、背理<sup>6</sup>を反転すれば、「行為者の無い業（行為）はあり得ない」という理由によって、「行為者であるとなった者が業であることを為すことは、自性として成立したことは無い。」という第一の主張命題を論証する。

もし、「まさしく土壺を作る行為を為すことによって、壺師を壺の行為者であるとも置くが、土壺を作る業（行為）をも為したのではないのか。土壺を作る行為を為す理由によって、壺師を壺の行為者であると第一に設けて、その下で、その行為ではない（他の）一つの行為を為さなければならないが、他の行為が無いので、『土

<sup>6</sup> 背理：ここでの背理は「行為者となった者が業（行為）であることを為す場合、行為者の無い業（行為）があり得るか？自性として成立する故に。」となる。

壺を作るその業（行為）は、行為者が為していない業（行為）になるだろう。』というこの批判が、如何様に正しいのか。」といえよ。

そこで、行為者であるので業（行為）であることを為し、それも一つの行為をまさしく為すことによって「行為者」と、「その業（行為）を為した」とも置くことは、世俗として自派でもそのように主張する。例えば、「祭祀は、礼拝する福德の行を行じる。」というに当たり、祭祀はその業（行為）を為す者であるが、礼拝するその業（行為）は福德の行であると説かれたので、業（行為）である。それを行じると説かれたので、一つの業となったことを為すのである。

そう見るとしても、行為者と業（行為）が自性として成立したと言うならば、業としての行為を一つ為すことで、「行為者」と「業（行為）を為した」の双方として設けることができないので、その批判が当てはまる—このように、その（壺を）作る業（行為）は壺師と粘土の二つともに依拠しているが、その二つの拠所が自らの定義として各々に成立したならば、行為も主体ごとに分かれて各々に留まらなければならないので、共通に一つの行為に依拠することは矛盾するのであり、前述の如くである。

然れば、行為者であると置くその行為ではない第二の行為をしていなければ、行為者である者が業（行為）であることを為したとはならず、前述の背理<sup>7</sup>を反転させた理由<sup>8</sup>が行渡る<sup>9</sup>ことも、これによって成立する。行為者であると主張されるその者が、自らによって為されるだろうその業（行為）を為さなければ、行為者であるとも成立しない。

ここで、それによって為されるだろうその業（行為）は、誰も為していない業（行為）である背理の批判をされたが、そのプトガラが何も為さない行為者となる批判はなさらなかった。

#### 第二項 [何も為さないことに行為者が有るとなる背理によって否定する]

業（行為）であるとは、行為者が為したという理由によって置くので、行為を具えるのみによって「業」の名称を得る。そのように、行為を具えることによって業であるとなったものに対して、改めて或る者がその業（行為）を為すとなる、他の行為は無い。<sup>10</sup>他の行為が無いので行為者が業（行為）を為さない時、業の無い—

<sup>7</sup> 前述の背理：上記脚注 6 参照。

<sup>8</sup> 反転させた理由：「行為者の無い業はあり得ない故に。」

<sup>9</sup> 前述の…行渡る：「行為者の無い業はあり得ない」は、主張命題の熟語である「自性として成立したことは無い」に行渡る。これによって、挙げられた理由が論理的に正しい理由となる。論式全体は「行為者であるとなった者が業（行為）であることを為すことは、自性として成立したことは無い。行為者の無い業はあり得ない故に。」となる。

<sup>10</sup> 業（行為）…無い。：業であるとなったものは、既に行為を具えるものとして成立しているので、「業（行為）を行為者が為す」と言っても、行為者に為される他の行為は無い。

業（行為）を為さぬのみに於いてそのプトガラ（人）は行為者ともなるが、業（行為）を為さぬ行為者は無い。無間業<sup>11</sup>を為さない者は、その行為者であると思われぬが如くである。」と、背理<sup>12</sup>を反転させた理由<sup>13</sup>によって「行為者であるものが為す、業であるものは、自性として成立したことは無い。」と証成する。<sup>14</sup>この批判の当たり方も、以前に示したものによって知りたまえ。

業（行為）であると主張されるものも、自らを為す者が為していなければ、業（行為）であるとも成立しないので、ここで「それを為す者が、何もしない行為者である」という背理を放ったが、「為されるべきことが、誰にも為されていない業（行為）である」という背理を放ったのではない。

第二項 [第二命題の理由] に二項目がある。[無因となる背理によって否定する]、[それを主張することに過失を述べる] である。

第一項 [無因となる背理によって否定する]

もし、行為者になっていない者が、業（行為）となっていないことを為すと主張するならば、そのプトガラによって為されるべきその業（行為）に、因が無くなる。（何故ならば）行為と離れる故である。それだけではない。そのプトガラは、自らの行為の行為者であるとする理由も無くなる。（何故ならば）行為と離れる故である。

第二項 [それを主張することに過失を述べる]

「為されるであろうことと行為者に因が無ければ、結果である土壺は無い。（何故ならば）その因が無い故である。土壺が無ければ、その能作因<sup>15</sup>、あるいは俱有縁<sup>16</sup>であるろくろ等も合理にはならない。因と果のその二つが無ければ、何か一つの壺を為すことに行為が有ることと、或る行為に対して壺師が自在となったことによって行為者であることと、粘土もその目的（為されるもの＝壺）の我性が業を正しく成立させるものである面から「為すもの」であるとは適正ではない。

---

11 無間業：死んで間を空けず来世地獄に生まれる業なので、無間業と呼ばれる。五種ある。  
 12 背理：「業を為さぬのみに於いて、そのプトガラ（人）は行為者ともなる」という背理。  
 13 背理を…理由：「業を為さぬ行為者は無い」という理由。  
 14 「行為者…する。：論式は「業であるとなったものを行為者であるものが為すことは、自性として成立したことが無い。業を為さぬ行為者は無い故に。」となる。  
 15 能作因<sup>のうさいん</sup>：為す因。ある結果と別であり、その結果が生じる邪魔をしない事物。  
 16 俱有縁<sup>くゆうえん</sup>：一緒に為す縁。結果の本質に変化する実質的な原因ではなく、結果が生じる条件となる原因。

行為等の三つが正しくなければ、十善<sup>17</sup>等の法<sup>18</sup>や不十善<sup>19</sup>等の非法<sup>20</sup>は有ではなくなる。(何故ならば)捨<sup>21</sup>や、修行<sup>22</sup>の行為について自由になった行為者が、身口意の三つが『為すもの』になった面より捨や修行の行為を為す時、法と非法が生じる故である。善法と不善法が無ければ、その二つより起こった、好ましい結果や好ましくない結果は無くなるだろう。その二つの結果が無ければ、解脱<sup>23</sup>の為にそう変化するだろう八正道<sup>24</sup>を修することや、繁栄<sup>25</sup>—色界無色界の善趣<sup>26</sup>の(生を得る)為に、静慮<sup>27</sup>や無色の、そう変化するだろう修行道を修することは不合理であり、他にも畑仕事等の世間人の行為を始めること一切も、まさしく無意味となる背理になるけれど、(それらは)無意味でもない。」と(意味を)逆にする。順次に(意味を)逆にして考えるので、「行為者になっていない者が、業(行為)になっていないことを為す。」という全ての過失の根源となったことを承認してはならない。

### 第二項 [第三分類の行為と行為者を否定する]

異音同義の論法を述べる者達は、実在物に相応して行為者と業(行為)であるが、行為者と為すものの以前にはその二つではないと言う。そのように、「行為者となり行為者とならない者」の両方が、「業(行為)となり業(行為)とならないこと」の両方の本質を為さない。(何故ならば)行為者と業(行為)であるとなったことと、そうではないとなったことの二つは、単一において同一時に互いであることは矛盾するので、そのようなそれが何処に有ろうか—(それは)無い故である。もし『異音同義に対応して設けるので、過失は無い』と思えば、そう見るとしても前述

17 十善<sup>じゅうぜん</sup>：十の悪業を犯さないこと。殺さない・盗まない・姦淫しない・嘘をつかない・仲違いさせる中傷をしない・暴言を吐かない・無駄口をきかない・害心を持たない・羨望しない・誤った見解を持たない、の十。十善を成すことで良い来世を得られるので「法」という。

18 法：ダルマ。教え。改良させるもの。ここでの意味は、「現象」ではない。

19 不十善<sup>ふじゅうぜん</sup>：十善の反対で、十の悪業。殺す・盗む・姦淫する・嘘をつく・仲違いさせる中傷をする・暴言を吐く・無駄口をきく・害心・羨望心・誤った見解を持つ、の十。不十善を犯すことで苦しい来世を得るので、「非法」という。

20 非法：ダルマでないもの。それを為すことで、苦しみをもたらすもの。

21 捨<sup>しや</sup>：捨て去ること。修行のうち、捨て去るべきものを捨て去る部分。

22 修行：ここでは「修行」と訳したが、取り入れるべき行。「捨」が捨て去る部分であることに対し、取り入れる部分の修行。

23 解脱<sup>げだつ</sup>：輪廻の苦しみから解放されること。

24 八正道<sup>はっしょうどう</sup>：解脱を得る為の修行の一種。聖者の八支道。正しい見解・正しい考察・正しい言葉・正しい行為・正しい生活・正しい精進・正しい念・正しい禅定、の八。

25 繁栄：ここでの意味は、輪廻の中で高い生。色界・無色界を含む天と阿修羅と人間の生。

26 善趣<sup>ぜんしゅ</sup>：善い種類の生。楽な衆生(チベット語直訳)。天と阿修羅と人間の生。

27 静慮<sup>せいりょ</sup>：色界の名称。禅定とも呼ばれる。一点集中の瞑想で得た安定した心の段階。三昧の後得られる。

の二つの正理によって否定してあるので、不合理である。

第二項 [不一致の方向の行為と行為者が自性として成立したことを否定する] に二項目がある。[それぞれの行為者が、方向の違うそれぞれの業（行為）を為すことを否定する]、[方向の違う業（行為）を二つずつ為すことを否定する] である。

第一項 [それぞれの行為者が、方向の違うそれぞれの業（行為）を為すことを否定する]

仮に、行為を具える行為者となった者は、行為と離れた業になっていないことを為さない。(何故ならば) 行為者である者が為すこれにおいても、前述の行為者である者に他の行為が無い過失と、誰も為していない業（行為）が有ること。そして業（行為）でないことを為すこれにおいても、前述した、業でないことは無因となる等の過失の背理となる故である。

行為者になっていない者も、業（行為）となったことを為さない。その過失は前述によって知りたまえ。

ここで、第三分類（そうであり、そうではない者）が一致しない方向を為すことを否定していないのは、後述の場合と違いが無いと考察されたのである。

第二項 [方向の違う業（行為）を二つずつ為すことを否定する]

行為と共にある行為者となった者は、業（行為）になっていないことと、業（行為）となり業（行為）とならない両方を為さない。その理由—正理とは、前述の

「そうであるとなった者に、行為は無い。」<sup>28</sup>

等によって、行為者である者が為すことと、

「業に、因は無いとなる。」<sup>29</sup>

等によって、業（行為）でないことを為すことに過失を示し、

「そうであり、そうでないとなった一において、」<sup>30</sup>

等によって、業（行為）であり業（行為）ではない両方を為すことに過失を示した故である。

行為者となっていない者は、業になったものと共にある一行為を具えることと、業となり（業と）なっていない両方であることを為さない。その理由—正理とは、前述において行為者でない者が為すことは無因であることと、業（行為）であることを為すことについて

「そうであるとなった者に、行為は無い。」<sup>31</sup>

<sup>28</sup> 「そうで…無い。」:『根本中論』第8章2偈。

<sup>29</sup> 「業に…となる。」:『根本中論』第8章3偈。

<sup>30</sup> 「そう…おいて、」:『根本中論』第8章7偈。

等や、業であり（業で）ない両方であることを為すことについて

「そうであり、そうでないとなった一は、」<sup>32</sup>

等の過失を示したのである故である。

行為者となり（行為者と）なっていない両者である者が、業（行為）になったものと、業（行為）になっていないものの、それぞれを為さない。ここでも理由—正理は前述において、行為者であり（行為者で）ない者が為すことについて

「そうであり、そうでないとなった一は、」<sup>33</sup>

等や、業（行為）であることを為すことについて

「そうであるとなったものに、行為は無い。」<sup>34</sup>

等や、業（行為）でないことを為すことについて

「業に、因は無いとなる。」<sup>35</sup>

等によって過失を示した故である。

それ故に、「識等の有為は、本性として有る。（何故ならば）その因である業（行為）と行為者が本性として有る故である。」と言説したことは、正理ではない。

#### 第二項 [世俗名称として業と行為者を設ける方法]

もし、『行為者や行為という諸事物は無い。』と君が確定したことによって事物を抹消したことになるが、『行為と行為者の無事物のみとして有る。』と捏造することにもなる。」といえは。

事物は本性として有ると言う君にとっては、事物は以前に有り後に無いと言うことから、一切の事物に対する抹消がある。（何故ならば）本性として有るならば、いつ何時も無いことは不合理である故である。

吾輩は、依拠して生じた故に、一切の事物において本性を認めておらず、然れば、勝義や世俗として有る何を抹消するとなろうか。（何故ならば）勝義として何も無い故と、世俗として依拠して生じる一切を承認する故である。

斯くも『宝行王正論』より、

「逃げ水を『これは水だ』と、思いそこへ行ってから、もし『その水が無い』と、捉える者はまさしく愚かである。その如く逃げ水のような、世間を『有る』あるいは『無い』と、捉えることは蒙昧であり、蒙昧があれば解放されない。」<sup>36</sup>

「無知から先に分別し、後に真如の意味を確信するならば、事物が認識され

31 「そうで…無い。」：『根本中論』第8章2偈。

32 「そう…一は、」：『根本中論』第8章7偈「そうであり、そうでないとなった一において、」？

33 同上

34 「そうで…無い。」：『根本中論』第8章2偈。

35 「業に…となる。」：『根本中論』第8章3偈。

36 「逃げ水…ない。」：『宝行王正論』第1章55・56偈。

ない、その時、無事物であると何処でなろうか。」<sup>37</sup>

と説かれ、事物は本性として有るとの認識を否定したことは、逃げ水を水と捉えたことを否定したことに似るので、抹消ではない。事物が本性として有ることが認識されない時、無事物—無本性も、勝義として成立したと何処でなろうか。勝義として如何なる事物もあり得ないので、それらの無事物も勝義として無い。

それ故に、逃げ水の水に似た世俗の諸事物は、世間人の錯覚を承認して、ただこの縁そのものであると承認したのみから成立するが、他によってではない。このように、為さず業（行為）に相互関係が無い者は行為者として適わぬ故に、祭祀が行為者であることは、業（行為）に依拠しており—それに相応して起こる—成立する。しかし、行為者が為さないことは業（行為）にならないので、行為者についてだけでなく、業（行為）も行為者そのものに依拠して起こる—成立するが、それ以外の自性として成立する因—他の方法は見られない。それによって、相互関係して有ると承認されることと、自性として有ると承認されないと示した。

「有る」という有り方において中観派と実在論者の二者の違いを分けるが、それによって、無のあり方（欠如の仕方）の違いも示した。

### 第三項 [その正理を他に適用する]

斯くも、業（行為）と行為者は互いに相互関係して成立したのみであるが、自性として成立したのではないが如く、これを近く取るので近取—近く取られる対象と、これが近く取るので近取—近く取る者も互いに相互関係して成立したのみであるが、自らの自性として成立したのではないと知りたまえ。

また、何故自性として成立したのではないのかといえ、業（行為）と行為者が自性として成立したことを排斥した正理のみによって、近く取られる対象と取る者も自性として有ることを否定した故である。その当てはめ方とは、「取る者である（者によって取られる対象である）」「取る者ではない（者によって取られる対象である）」のそれぞれと、「両者によって取られる対象である」「～によって取られる対象ではない」のそれぞれと、双方が取らない—一致しない方向にも当てはめる。

業（行為）と行為者が本性として成立したことを否定したので、二つの近取（取る者・取られる対象）は互いに相対して成立したと確認されるだけでなく、他にも行為者と業（行為）等によって—その二つを尽く分析した正理によって、行為するものと近取の双二組の残り—それらより別の諸事物も、自性として有ることを否定して、まさしく相互関係して成立したと、知恵者は知りたまえ。

それらも、生じさせられるものと生じさせるものや、行く（行為）と行く者や、視られる対象と視るものや、性相と事相や、起こるものと起こすものや、その如く支分と支分を持つもの（総体）や、功德と功德を持つものや、量（正しい認識主体）

<sup>37</sup> 「無知…なろうか。」：『宝行王正論』第1章 98偈。

と所量（正しく認識される対象）等の一切である。

その当てはめ方とは、生じさせるものや、行く者である・ないのそれぞれと、両方であるものが、生じさせられるものと、行く（行為）である・ないのそれぞれについてと、両方であるものを生じさせず、そこへ行かない—不一致の方向にも当てはめるべきであるが、残りも同様である。「支分や、功德である・ないのそれぞれと、その両方であるものも、支分を持つもの（総体）や、功德を持つものである・ないのそれぞれと、その両方であるものに当たらない」と当てはめて、不一致の方向にも当てはめる。

然れば、第一章で生じさせられるもの（果）・生じさせるもの（因）と、第二章で行き来（の行為）。そして第三章で視られる対象・視るもの。第五章で性相・事相について分析して否定したことによって、生じさせられるもの・生じさせるもの等が自性として有ることのみを否定するので、有ることを否定するのではない。それを否定したならば、それらは相互関係して設けられた縁起の存在であると成立し、量と所量もそれに似る。従って、相互関係して成立した量と所量を承認しないのではなく、それは主張命題（証成させられるもの）と理由（証成するもの）においても違いは無い。

それら因果等も、ただ世俗名称が相互関係しているだけではなく、二つの意味も相互関係していることが論書の示す意味である。相互関係したという理由によって、行為対象と行為するものの一切の意味と世俗名称において、本性として有ることを否定する場合である故である。然れば、火も煙が生じさせられるものであることに依拠して設けるが、自らの本質として独立して成立したことは無いので、他派で「火は煙に相互関係しない」と説かれたこと等と異なる。

全章においてそのように理解しなければならないが、相互関係して成立しなければならない故に、それらに各々の本質の力によって存在する自己独立は無いので、縁起生の理由そのものによって無本性が成立する。そう見れば、まさしく因果についての確信を導いたことに依拠して、様相を捉える一切の注視対象を滅すことによって、清浄な見解の誤解点である常（実在）断（虚無）と、捏造と抹消の一切の極辺をそこから断つのである。

そのような本性が欠如している意味を、縁起生の意味であると悟るまでは、あるいは諦執（実在視）の残り五つの注視対象によって、あるいは「この因よりこれが起こる」という縁起生が自説にそぐわず、正しい縁起生への確信の導き処が無いので、常断何れか一つの極辺に落ちることから逃れられない。

もし、『残余の事物について知りたまえ。』<sup>38</sup>と説かれたことによって、取られる対象と取るものの意味を理解することになるので、『その如く近取を知りたまえ。』

<sup>38</sup> 残余の…知りたまえ。『根本中論』第8章 13偈 4行目。

39と提示する必要は無い。」といえは。

それは真実ではあるけれども、尽く分析するに当たり、この二つが主要であると知らせる為に個別に提示された。後続の章においても、この二つについての考察が概ね為される。

### 第二項 [了義の教証と合わせる]

「そのように、善不善の業（行為）とその行為者等、一切の行為と行為者は本性が欠如していると正理によって示されたまさしくそれは、了義の教証を具え、本章によって行為と行為者が認識されないと説かれた一切の善説を解説したまえ。」と示す為に、了義の教証と合わせた一部のみを述べれば、『優波離請問經』より、

「心の地獄が恐ろしいことを私が示して、何千もの有情が悲しんだけれども、死に移り、酷い悪趣へ赴く、それらの衆生は如何なる時にも有るのではない。剣や大弓や武器を抜く、危害を為すものは有るのではなく、分別（概念作用）の力で、それらの悪趣において、身体に（凶器が）降ることを見るが、そこに武器は無い。心喜ばせる様々な花が咲き誇り、好ましい黄金の宮殿が輝く。ここに、それにも為すものは何も無く、それらは分別の力によって設けられたのだ。分別の力によって世間は尽く概念化して、想（識別作用）を捉えることによって幼子は尽く分類する。認識作用と非認識のそれも、起こるのではない。全くの分別（概念作用）であり幻や逃げ水の如くである。」

と説かれ、悪趣へ赴くことや、害する行為対象と行為するものや、天国を為す行為対象と行為するものは本性が欠如しており、それらは世俗名称をつける分別（概念作用）の力によって設けられたと説かれた。

### 第三章 [意味を要約して章の名を示す]

そのように、諸々の行為と行為者は分別（概念作用）の力によって有ると設けられただけではなく、自らの本質の力によって有ると認識されたようであるならば、行為者と行為は何ものも不合理であると確信すべきであり、その二つはただ相互関係して成立するのみであると了解したまえ。

「行為者と業（行為）を考察する」という十二偈の我性である、第八章の解説である。

DECHEN 訳

39 その如く…知りたまえ。：『根本中論』第8章 13偈 1行目。